

令和5年5月農業委員会総会議事録

令和5年5月25日午後3時00分、令和5年5月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	3 番	岩谷 裕子	委員
5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員	7 番	種澤 達也	委員
8 番	町田 高司	委員	11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田桐 明	委員
13 番	石岡 人志	委員	14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員
16 番	木村 芳文	委員	17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員
19 番	佐藤 剛郎	委員	20 番	大湯 茂八郎	委員	21 番	戸澤 幸彦	委員
22 番	高橋 貴志	委員	24 番	成田 毅	委員	25 番	栞森 弘義	委員
26 番	前田 優考	委員						

欠席委員 4名

4 番	佐藤 修司	委員	9 番	石岡 千鶴子	委員	10 番	三上 浩太	委員
23 番	田村 眞裕美	委員						

出席事務局 8名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局農地調整係長	曾根 奈美子	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

議案第 26 号	弘前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について
議案第 27 号	「令和4年度農地利用の最適化活動の点検・評価及び実施状況の公表」について
議案第 28 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 29 号	農地転用許可に係る意見について
議案第 30 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 31 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 32 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
報告第 17 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 18 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 19 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 20 号	非農地の判断について

事務局次長	ただいまから令和 5 年 5 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。欠席者の通告があります。議席番号 4 番佐藤修司委員、9 番石岡千鶴子委員、10 番三上浩太委員、23 番田村眞裕美委員の 4 名であります。ただいまの出席者数は 22 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。1 番金田公隆委員、2 番藤田善明委員、3 番岩谷裕子委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 26 号を議題といたします。議案第 26 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由の説明を事務局に求めます。
事務局次長	議案第 26 号は、「弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」であります。提案理由は、農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、本会の決定を求めるものであります。弘前市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、同指針の基本的な考え方において、3 年ごとの検討、見直しを行うこととなっており、昨年 5 月総会での議決に基づき、農地利用の最適化を推進しているところでございます。今回の一部変更は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました、改正農業委員会法の内容を反映させるものであり、内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。
議 長	会長職務代理者から指針案について説明いたします。
前田会長職代	本日総会に提案されている指針案について、5 月 16 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、成田会長、須藤秀人委員、小林政貴委員、それと私、前田が出席し、農業委員会法第 7 条第 3 項の規定による、農地利用最適化推進委員の意見を踏まえ、内容を検討し、指針案としております。今回の改正は、1 つ目として、同法第 7 条第 1 項第 2 号に基づき、地域計画が定められている場合に農業委員会として果たす役割を加えるものであり、また、2 つ目として、同項第 3 号により、目標の達成状況の評価方法を新たに加えるものであります。これらを踏まえまして、参考資料の見え消し版で説明いたします。変更点を赤で表示しておりますが、初めに、1 ページをご覧ください。まず、「第 1 基本的な考え方」ですが、法改正による地域計画及び目標地図に関する記載を追記しています。また、1 ページ下段には、法改正により指針に定める目標と推進方法、達成状況に対する評価方法について追記しております。次に 2 ページをご覧ください。第 2 では、具体的な目標と推進方法、評価方法を記述しています。評価方法については、遊休農地の発生防止・解消の評価方法を 3 ページ下段に、担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法を 5 ページ下段に、また、新規参入の促進の評価方法を 6 ページ下段にそれぞれ追記しております。次に、7 ページを

前田会長職代	お開き下さい。第3では、「地域計画」の目標を達成するための役割を追記したものであります。この他、農業経営基盤強化促進法の改正による、人・農地プランから地域計画への変更に関わる内容として、4ページ中段(2)の①及び5ページ上段の③、④の記述を変更しております。以上、報告いたします。
議 長	それでは議案第26号についてご審議願います。御質問等ございませんか。
大湯茂八郎委員	はい。
議 長	はい、20番。
大湯茂八郎委員	はい、20番の大湯です。次の議案とも関連があるところなんですけど、今説明があった評価の項目のところ気になりまして、確認したいところなんですけれども。順番にいくと3ヶ所あって、今説明があった5ページの一番下のところ、6ページの一番下から2番目のところ、3ページの一番下のところですね。具体的に言いますと、3ページの一番下のところご覧になってください。「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとすると。そうするとですね、後ほど議案で提出される議案第27号の9ページと10ページ、11、12というのがですね、「最適化活動の点検・評価及び実施状況の公表」というタイトルですよ。で、13ページからがですね、「農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」と、2つに分かれてるんで、今説明あったところの3ページのところは、13ページ以降のところだけを示してるのかなという風に私は理解しまして、それでいいのか、それとも、9ページからの各自の実績ですね、そのことも触れた方がいいのか、私ちょっと判断つかないんですけど、見てると、両方該当しているように思うんですよ。そこのところちょっと気になりまして。今説明あったところの中身でいくと3ページははじめ3ヶ所がですね、議案書の13ページからのところだけしか指してないような気がしたので、その点の確認です。
議 長	はい、事務局。
事務局次長補佐	13ページからのですね、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を指しております。以上です。
議 長	いいですか。
大湯茂八郎委員	あの、いいとか悪いとかじゃなくて、そこはどういう判断をするのかねという確認でしたので。あと後ほど説明あると思うんですけども、非常に大事な部分の、議案書の9ページの27号のところの、今私本当は喋っちゃダメなんだろうと思うんですけども、ここの、これも公表するということなんですけど、各人の細かい評価のところが、このままの形で公表されていいのか？というところが気になったところです。活動の日数とか、皆地域も違うので、違いがあるのは当然ですし、これは変な形で数字だけが一人歩きしちゃったらちょっと大変なことになりはしないかなっていう懸念があります。ちょっと先行して申し訳ありませんけど、そんなこともあったので。
議 長	27号で答えるそうです。
大湯茂八郎委員	大丈夫です。はい。それで、お願いしてもいいですか。
議 長	はい、他にありませんか。異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(な し)

議 長

異議ないものと認め、議案第 26 号は原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 27 号を議題といたします。議案第 27 号は、「令和 4 年度農地利用の最適化活動の点検・評価及び実施状況の公表」についてであります。提案理由の説明を事務局に求めます。

事務局次長

9 ページをお開き願います。議案第 27 号は、「令和 4 年度農地利用の最適化活動の点検・評価及び実施状況の公表」についてであります。提案理由は、令和 4 年 2 月 2 日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 3 及び 4 により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の令和 4 年度農地利用の最適化活動の点検・評価並びに農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本会の決定を求めるものであります。農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価につきましては、10 ページから 12 ページに、地区ごと委員ごとに、令和 4 年度の最適化活動の実績を記載しております。なお、参考資料として、関係通知に基づく農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の目標の達成状況に対する評語が記載されたものをお配りしております。又、最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表は、13 ページから 18 ページに、「Ⅰ 農業委員会の状況」、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」及び「Ⅲ 事務の実施状況」に区分けして記載しております。なお、内容につきましては、運営委員会、農地集積推進委員会及び担い手育成委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。

議 長

それでは、まず、運営委員会の報告をお願いします。

須藤委員

本日総会に提案されている議案について、去る 5 月 16 日に運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、成田会長、前田会長職務代理者、小林政貴委員、それに私、須藤が出席し、「推進委員等の最適化活動の点検・評価」と、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」の所掌する箇所について内容を検討しております。10 ページから 12 ページにつきましては、令和 4 年度の推進委員等の最適化活動の点検・評価について、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」の各項目における、目標達成率に対し、参考資料 1 としてお配りしております、関係通知に定める点数、及び「活動日数」の合計と点数を記載した上で、各点数の合計値に対応した参考資料 1 に定める評語を記載したものであります。「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」の各項目は担当の地区の委員で同一であり、「活動日数」が委員ごとの実績によるものとなっております。これに対して、当委員会としましては、「農地の集積」「遊休農地の解消」「新規参入の促進」「活動日数」のうち、4 項目すべてにおいて目標に達した委員 6 名については、「活動は良好である」とし、他の委員においても、4 項目のいずれかは目標に達していることから、「概ね活動は良好であるが、目標を下回った項目については、今後の活躍を期待する」との意見を各委員に付すものであります。続きまして、13 ページからの「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてであります。17 ページ下段の【推進委員等の点検・評価結果】をご覧ください。10 ページから 12 ページの「推進委員等の最適化活動の点検・評価」は、お配りしております、参考資料 1 に基づく評語ごとの人数で、「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」が 11 名、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が 28 名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が 16 名、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が 24 名となっております。以上であります。

議 長

続いて、農地集積推進委員会の報告をお願いします。

本日総会に提案されている議案について、去る 5 月 15 日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田副委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、金田公隆委員、それに私、岩谷が出席し、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」のうち、所掌する箇所について、内容を検討しております。なお、報告にあたりまして、「現状及び課題」と「目標」に関する部分は昨年度中に決定済ですので、「実績」に関する部分についてのみ説明いたします。13 ページをご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況」は、当市の「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」について記載しております。14 ページから 17 ページは、令和 4 年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する点検・結果であります。14 ページをご覧ください。「Ⅱ最適化活動の実施状況」は、1 最適化活動の成果目標のうち、「(1) 農地の集積」では、令和 4 年度末の集積面積が 8,617 ヘクタール、集積率が 62.0 パーセントで、達成状況 97.9 パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料 2 に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、3 点となっております。又、農業委員会の点検結果については、「今後は目標を達成できるよう、認定農業者等への利用調整等の最適化活動を推進していく。」としております。次に、14 ページから 15 ページをご覧ください。「(2) 遊休農地の発生防止・解消」では、15 ページの令和 4 年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積が 16.8 ヘクタールで、達成状況 131.3 パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料 2 に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、5 点となっております。農業委員会の点検結果については、「遊休農地の解消目標は達成したが、今後も新規の遊休農地が発生すると考えられるため、遊休農地解消のための委員活動を継続していく。」としております。次に、16 ページをご覧ください。「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」の②実績では、1 月から 2 月にかけて「農地の集積」の取組項目として人・農地プラン集落座談会に参加した内容を実績として記載しております。以上報告いたします。

議 長

続いて、担い手育成委員会の報告をお願いします。

小嶋担い手育成委員長

本日総会に提案されている議案について、去る 5 月 15 日に担い手育成委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、石岡千鶴子副委員長、成田毅委員、福士章逸委員、それに私、小嶋が出席し、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」のうち所掌する箇所について、内容を検討しております。15 ページをご覧ください。最適化活動の成果目標のうち、「(3) 新規参入の促進」では、16 ページに記載の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」が 92.5 ヘクタールで、達成状況は 200.7 パーセントとなっております。この達成状況により、参考資料 2 に基づく、「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、5 点となっております。次に、16 ページをご覧ください。「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」の②実績では、「新規参入の促進」の取組項目として、新規就農相談会に参加しております。このことから、先ほどの、農地集積推進委員会からの報告と合わせた活動強化月間の回数は、計 3 回の 3 ヶ月で活動を行っていることから、参考資料 2 に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、1 点となっております。次に、17 ページをご覧ください。「(3) 新規参入相談会への参加」は、企業の農業参入の促進と定着を図るための研修会と、新規就農を検討している者への情報提供やサポート体制の紹介等の相談会の、2 回の参加内容を実績としております。この達成状況により、参考資料 2 に基づく「目標の達成状況の評語」に対応する点数は、1 点となっております。次に、17 ページ下段に記載の「目標の達成状況の評語」は、目標項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点により、参考資料 2 に基づく評語を当てはめるものであり、当委員会の令和 4 年度の合計点は、「農地の集積」の 3 点、「緑区分の遊休農地の解消」の 5 点、「新規参入の促進」の 5 点、「活動目標」の 2 点を足し上げて 15 点となり、

小嶋担い手育成委員長	「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」となったものであります。以上であります。
議 長	それでは、議案第 27 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
佐藤剛郎委員	はい。
議 長	はい、19 番、佐藤委員。
佐藤剛郎委員	私も、先ほど大湯委員が言った通りで、そこの地域によって一生懸命頑張っても、評価の低いところってすが、低いところもあるでばな。私もそう思う。で、この公表さ、おら達の通信簿だよな。これ実名で出てさ、わも大湯委員と同じ、果たしてこれいいんだべかって思ったのさ。A、B、C だばまだいいんだ。実名で出てるってすればさ、これ外さ出ないとも限らないし、わはどうしてこう実名で出さねばまねがったんだべ。この考え方ちょっと聞きたいと思うんだけど。
議 長	事務局、答弁お願いします。
事務局次長補佐	あの、10 ページから 12 ページの委員の名前が書かれているものは公表されないものでありますので。以上であります。
佐藤剛郎委員	それさ、提案理由下さ書いでらんだけども、27 号の。これ、農水省の経営局長の通知って書いじゅんだけれども、この通知はさ、実名で出せよという通知なんだがさ。これは農水省に従ったってことで、いいんだべけども。でも、その内容がさ、通知がまず実名で出せよとっていうな通達なんだがさ、もしそうでねんだば、わあはちょっと、もうちょっと考えてもらいたかったなと。大湯委員と同じでした。これ、個人名出るっていうのはちょっとなという感じでした。通知の方はどうなってるんだかさ。
議 長	はい、事務局。
事務局次長	ただ今の、質問でございますけれども、まず提案理由のところからお話させていただきますんですが、9 ページの提案理由ではですね、2 つに分かれております。最初の方は農業委員会の推進についての第 1 の 3 というところの理由なんです、この次のところ。「農業委員及び農地最適化推進委員の令和 4 年度の農地利用最適化の活動の点検評価」がまず 1 つの議案となっています。そしてもう 1 つが、この 13 ページからの公表と。あくまでも公表するもの、という 2 つの議案ということになっております。先程からの氏名が出ている 10 ページから 12 ページにつきましては、あくまでも農業委員の、この通知の中です。農業委員会として、ここの委員に対して、意見をよくやるとか、そういう意見をつけなさいということは、この通知の中に入っておりますので、あくまでその評価を決めるためにはこういう、氏名地区がこの議事、議論する中では必要だということになります。決してこれがインターネットとかで公表されるものでもありませんし、ただ、議案としては、諮るためには必要であるということになります。
佐藤剛郎委員	農業委員会全体のさ、トータルで、評価したっきゃこんだよと、非常に良かったなと。それもいいのさ。でもそれをさ、実証といえばあれだけだよ、データを A、B、C とか、1、2、3 ぐらいだばいいのよ。これ、実名で出てることに対してちょっといかがかなって、抵抗があるのよ。A、B、C とか、1、2、3 だばいいのよ。そして、トータルで評価すればこうなったよというのであればいいんだけど。わもちょっとさ、実名で通信簿が出てるっていうところにちょっとさ、いかなものかなって抵抗があるのさ。それ農水省がそういう指導だよっていうんだばさ、

佐藤剛郎委員	それはそれでいいのさ。でも、実名でここさ出すっていう判断だせば。ちょっといかなものかなってことで、今意見を述べてるんだけどさ。
事務局次長	すいません、おっしゃるとおりで、氏名というのもあるんですけども、この通知の中ですね、皆さん個々に皆さん書いていただいた、月ごとの活動書いてたものあるんですけども、それがこの国の通知に基づいて実際に書いていただいたもので、その中身ですね、1人1人農業委員会としての意見をつけるというような通知内容になっております。そこで、どうしてもこの個々の一人一人のものに対して、先ほど運営委員会説明もありましたけども、おおむね、達成していると、今後の活躍を期待しているという内容を諮るためにはこの議案になったということでございます。
佐藤剛郎委員	わかった。農業委員会でもさ、事務方と一緒に、出すよという風に決めて出すんだべはんで、それは受けるけれども、私個人としては実名で出すのはいかなものかなと思ってらはんで。
議 長	よろしいですか。他にありませんか。 なければ、議案第 27 号は、運営委員会報告のと通りの意見を付すこと及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 27 号は、運営委員会報告のと通りの意見を付すこと及び農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 28 号を議題といたします。議案第 28 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 28 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 19,361 ㎡、畑 20 件 77,141 ㎡、合計 28 件 96,502 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 13 件 55,861 ㎡、畑 22 件 121,342 ㎡、合計 35 件 177,203 ㎡であり、このうち、第 3 条第 3 項関係が、田 2 件 13,500 ㎡であります。なお、4 月 1 日の農地法改正により、下限面積要件が廃止されておりますが、農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、所有権関係受付番号 17 番、及び使用収益権関係受付番号 51 番から 53 番は、3 月 28 日から 3 月 31 日までに受理した申請であることから、改正前の農地法の要件を適用するものであります。この他、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 5 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、大湯茂八郎委員、戸澤幸彦委員、高橋貴志委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。24 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 25 番について申し上げます。譲受人は、自宅の庭で家庭菜園をしておりましたが、兄が所有する農地でも自家消費用の野菜を栽培していきたいとのことから、

調査委員長

本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、アスパラガス及び枝豆を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。29 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 39 番について申し上げます。譲受人は、1 年前より申請地でりんごの農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である祖母が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にしてりんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。続いて、所有権関係、受付番号 40 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、りんご及び野菜の一連の農作業に携わっておりましたが、自家消費用の野菜も栽培していきたいとのことから、知人の協力により、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も同様にして野菜を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。35 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 59 番について申し上げます。借受人は、現在会社員であります。今後、兼業で農家をやっていききたいという思いがあり、今回、農地の流動化情報を活用し農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、シャインマスカットを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。続いて、使用収益権関係、受付番号 60 番、61 番及び 62 番について申し上げます。借受人は、実家が農家であり、りんごの農作業経験があるほか、知人や親戚の農地でトマト、スイカ及びにんじくの農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、農地の流動化情報を活用し、農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人及び親戚の指導の下、スイカ及びミニトマトを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。39 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 73 番について申し上げます。借受人は、3 年前に帰郷し、知人の農家のもとで農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいという思いがあり、知人の協力を受け、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は親戚の指導の下、りんご及びきゅうりを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。続いて、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。45 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 1 番及び 2 番については、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。その他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

戸澤幸彦委員

〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

(戸澤幸彦委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 44 ページ、使用収益権関係、受付番号 83 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長	使用収益権関係、受付番号 83 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 28 号のうち、使用収益権関係、受付番号 83 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。 (戸澤幸彦委員着席)
議 長	それでは、使用収益権関係、受付番号 83 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	使用収益権関係、受付番号 83 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 28 号のうち、使用収益権関係、受付番号 83 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 29 号を議題といたします。議案第 29 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	47 ページをお開き願います。議案第 29 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 247 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。49 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農地区区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の 1/2 以内の拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 29 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)

議 長

議案第 29 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 29 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
次に、議案第 30 号を議題といたします。議案第 30 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

51 ページをお開き願います。議案第 30 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 18,097 ㎡、畑 15 件 69,089 ㎡、合計 18 件 87,186 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 6 件 27,285 ㎡、このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 4 件 14,555 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。54 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 17 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。58 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 31 番及び 60 ページ、使用収益権関係、受付番号 4 番から 61 ページ 7 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。60 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 4 番から 61 ページ 7 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 60 ページ、使用収益権関係、受付番号 4 番から 61 ページ 6 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長	使用収益権関係、受付番号 4 番から 6 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 30 号のうち、使用収益権関係、受付番号 4 番から 6 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。 (石岡人志委員着席)
議 長	それでは、議案第 30 号のうち、使用収益権関係、受付番号 4 番から 6 番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 30 号のうち、使用収益権関係、受付番号 4 番から 6 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 30 号のうち、使用収益権関係、受付番号 4 番から 6 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 31 号を議題といたします。議案第 31 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	63 ページをお開き願います。議案第 31 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 8 件 54,544 ㎡、畑 11 件 35,669 ㎡、合計 19 件 90,213 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 1,788 ㎡、畑 4 件 25,039 ㎡、合計 5 件 26,827 ㎡で農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 24 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 19 件、貸借 5 件が整ったものであります。70 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 34 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上であります。
議 長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
川村陽彦委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (川村陽彦委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 65 ページ、所有権関係、受付番号 18 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。

	(な し)
議 長	議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 18 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 18 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。川村委員の着席をお願いします。
	(川村陽彦委員着席)
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>
	(石岡人志委員退席)
議 長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 70 ページ、所有権関係、受付番号 34 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 34 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 34 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議 長	それでは、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 18 番及び 34 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 18 番及び、34 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がないものと認め、議案第 31 号のうち、所有権関係、受付番号 18 番及び、34 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。 次に、議案第 32 号を議題といたします。議案第 32 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。
事務局次長	事務局より説明を求めます。73 ページをお開き願います。議案第 32 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興

事務局次長	地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が1件1,147㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。75ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号1番は、除外後の農地区分は第1種農地で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議 長	それでは、議案第32号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第32号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案32号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。 次に、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	77ページをお開き願います。報告第17号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田8件85,118㎡、畑16件168,818㎡、合計24件253,936㎡であります。なお、届出理由につきましては、79ページから82ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第17号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第18号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	83ページをお開き願います。報告第18号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が畑2件2,475㎡であります。なお、届出理由につきましては、85ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第18号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 19 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

87 ページをお開き願います。報告第 19 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 17 件 87,479 ㎡、畑 3 件 18,273 ㎡、合計 20 件 105,752 ㎡ であります。なお、解約理由につきましては、89 ページから 90 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 19 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 20 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

91 ページをお開き願います。報告第 20 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 8 筆 11,567 ㎡、畑 6 筆 10,451 ㎡、合計 14 件 22,018 ㎡であります。以上であります。

議 長

報告第 20 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔閉会時刻：16 時 13 分〕